

社会資本整備審議会 建築分科会 第 6 回アスベスト対策部会

平成 24 年 9 月 3 日

【事務局】 定刻より少し早いですが、ご出席予定の委員の先生方がおそろいですので、開催させていただきたいと思います。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。よろしくお願いいたします。かけさせていただきます、進行させていただきます。

本日はマスコミ等の取材希望がありますので、よろしくお願いいたします。撮影は配付資料の確認の終了後までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。部会の議事につきましては、分科会に準じて、プレスを除き一般には非公開となっております。また議事録は、委員の名前を伏せた形でインターネット等において公開することといたしたいと存じますので、あらかじめご了承ください。

定足数の確認ですが、本日は総委員数の 3 分の 1 以上の委員にご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会令第 9 条により、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、〇〇よりご挨拶申し上げます。

【事務局】 おはようございます。委員の皆様には、平素から住宅行政、建築行政の推進に格段のご支援をいただいておりますこと、まず初めに御礼を申し上げたいと思います。また本日は朝からこのアスベスト対策部会にご出席をいただきまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

このアスベスト対策部会でございますが、アスベストの問題が社会問題化いたしました平成 17 年 8 月に設置されたものでございまして、建築物におけるアスベスト対策をどう進めるかにつきましてご議論いただきまして、当時平成 17 年 8 月に設置し、12 月には部会として建議をまとめていただきまして、その翌年の通常国会に建築基準法の改正を行わせていただいたところでございます。当時、実は住宅局は姉歯問題で大変混乱というか、ものすごく忙しい時期でございましたけれども、委員の先生方のご指導をいただきまして、アスベスト問題については緊急に対応しなければいけないということで、ご提言をいただきまして、翌年の基準法の改正に取り組んだところでございます。

その後、平成 19 年には総務省から勧告がございまして、特に民間建築物の調査のあり

方についていろいろ検討する必要があるということで、平成20年9月に部会を再開いたしまして、新たにアスベスト対策のワーキンググループを設置いたしまして、精力的な検討作業を行ってきたところでございます。ワーキンググループは既にこれまでに45回を数える開催をいただきまして、作業状況はかなり進んでまいりました。

本日はその状況の報告をさせていただきまして、今後の特に民間建築物におけるアスベスト対策をどう進めるかについて、ご審議いただきたいと思っております。私どもは、この問題につきましても、大変根の深い問題でございます、やるべきことがまだ山積しておると考えております。よろしく、先生方のご指導をいただきたいと考えておりますので、その点をお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をごらんいただきたいと思っております。この資料でございますように、資料1、名簿、資料2、アスベスト対策の経緯をまとめたもの、資料3、ワーキングにおける検討作業の状況については、少々分厚くなってございます。資料4、今後の検討課題(案)でございます。それから参考資料といたしまして、「吹付けアスベスト等に関する規制等の経緯」、「アスベスト対策に関連する主な法律」、「定期調査・報告における石綿含有建材の扱い」、それから前回のアスベスト対策部会議事録を掲載しております。欠落等あれば、事務局までお申し出ください。

ただいまから議事に入るわけでございますが、3年ぶりの開催ということもございまして、現在、部会長が決定されておられませんので、部会長をお決めいただくまでの間は、とりあえず私が議事の進行を務めさせていただきます。

当部会の委員の変更がございましたので、改めまして名簿に基づきまして、従来からの委員の先生方と新たな委員の先生方をそれぞれご紹介させていただきたいと存じます。

【委員の紹介省略】

【事務局】 以上10名の委員の先生方でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、前部会長の〇〇先生におかれましては、平成21年12月21日付で社会資本整備審議会を退任しておられますので、新たに部会長の互選をお願いしたいと存じます。社会資本整備審議会令第7条第4項によりますと、部会長は委員の互選ということでございますが、どなたかご推薦ございますでしょうか。

お願いします。

【委員】 社整審の分科会でリーダーシップを振るっていらっしゃいます〇〇先生に、この部会の部会長をしていただくのが適切だと私は思いますが、いかがでございましょうか。

【事務局】 ただいま〇〇委員より、〇〇委員にお願いしてはどうかというご発言がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 それでは、皆様ご異議がないようでございますので、〇〇委員に部会長をお願いしたいと存じます。

今後の議事運営につきましては、〇〇部会長、よろしくお願ひいたします。

【部会長】 ただいまご指名をいただきました〇〇でございます。

本日は9月に入って早々でございます。大学の先生方は大学院の試験など、いろいろご多用の折だったと思いますけれども、ご出席いただきましてありがとうございます。

私もアスベストに関しては、5年ぐらい前に少しこのプロジェクトに加わったことがございまして、今日ご出席の〇〇先生にもお世話になりました。非常に複雑な問題も抱えているようなこともあるように伺っておりますし、昨今の新聞でもアスベストによる中皮腫の問題も挙がっております。先ほど事務局からお話がありましたように、2年ぐらい前、もっと前ですか、平成20年9月というところちょうど4年ぐらい前でございます。その折には前部会長のほうで今後の進め方を決めて、ワーキンググループの発足に至った次第だと思います。先ほどの事務局からのお話のように、非常に精力的にご活躍いただいたと聞いております。

本日の議題でございますけれども、お手元の議事次第に「民間建築物におけるアスベスト対策のあり方について」ということで、内容的には今日ご出席の方にご審議いただきたいのは、今までの経緯の情報の共有化と、それから今後の進め方について、本日は自由討議という形で忌憚のないご意見をいただきたいという、2点でございます。

まず議事次第に沿いまして、民間建築物におけるアスベスト対策のあり方について、ワーキンググループの主査を務められておりました〇〇委員から、概要の報告をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【委員】 それでは、前回の部会が平成21年6月でございますので、3年3カ月ぶりのご報告となりますが、この間の検討作業の概要についてご報告いたします。お手元に資

料2、3とございますけれども、アスベスト対策ワーキングにおきまして主に検討させていただきましたのは、資料3の別紙の2、3、4になろうかと思えます。

資料3の別紙2につきましては、石綿含有建材が通常使用時においてどのような飛散をしているのかにつきまして、さまざまな測定をいただいた結果を、大体年に1回程度、ご報告をいただいてまとめるという形をとっておりまして、バーミキュライト、ひる石の問題でありますとか、煙突用の石綿断熱材について、興味深く、今後の対策の参考になるような知見が得られたと、別紙2にまとめているように思います。

また別紙3につきましては、アスベスト対策モデル事業ということで、詳しくはまた事務局から説明がありますけれども、大変小規模な都市や県庁所在地レベルの都市、もしくは首都圏の区など、さまざまな地域において、どのような調査・分析が行われているか、どのような形で先進的なものに対応するような技術でやっていらっしゃるか、それから除去まで含めた工事が適切に行われているかという点について、どういう形での総合管理をしたほうがいいのかについてのモデル事業をさせていただきました。その知見が載っております。

ここの部分で大分ワーキングでも時間をかけて一つ一つ検証をしておりますので、これが言ってみれば日本の現状についてある程度反映しているのかなと思えますが、やはり調査・分析が十分されていないためにモデル事業としては採択できなかったものもありますし、今日、後ろに来ていただいているこのワーキングの委員の方からのご指摘で、やはり調査・分析が不適切で少し訂正したほうがいいのかというご指摘を受けて改善された例もございます。また除去工事等につきましても、調査・分析の結果から見て、やや適切さを欠いているのではないかとワーキング委員のご指摘があつて、幸い飛散工事に至らなかったと思われるようなケースについても、モデル事業で得られた知見として載っておりますので、ぜひご参考ください。それから自治体の場合で、規制をしていただく方は十分そのような対応ができているか、そのような資料があるかについての検証についても、そちらに記載しております。

別紙の4になりますけれども、最も時間をかけましたのが、日本では建物の調査について統一的な調査票が今まではございませんでした。何とかそういうものをつくり出して、日本で統一的な調査ができるようにということで、今回、資料の後ろから6枚目ぐらいのところになります。現地調査総括票をつくらせていただきまして、実際に1つの建物に調査者の方がお入りになるときに、こういうものを使うことによって、実際の調査が漏れ

なく、またそのときのセキュリティー上の条件や使用上の状況で調査ができなかった場所についても記載することによって、今後、調査の漏れが全くないように、そのような検討もしくは分析サンプリングの仕方についての検討もさせていただきまして、一応、調査者向けのテキストが、枚数についてはまだ若干前後ございますが、約400ページの大作のものがつくられて、本日そのテキストのサンプル例が後ろに載っております。

そのようなテキストをもとにいたしまして、平成23年度は実際にいろいろな方にご参加いただきまして、2日間講習をした後に、1日実際の建物を調査して、この調査票にまとめて、それが適正に評価されているかという検証を2回させていただきました。その結果、このプログラムを用いて調査をしていけば、今後同じ建物について結果が異なるものがないような状態になったのではないかと考えておりますし、これで海外、アメリカや英国の制度に近いような日本のモデルが、ようやくできてきたのかなと考えておりますので、まだまだ過不足な部分もいろいろあると思いますので、今日ぜひご検討いただきまして、今後よりよいものにしていくように努力したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

詳細については事務局からご報告ください。

【事務局】 ○○先生、ありがとうございます。

今、ワーキング主査の○○先生からお話ございましたアスベストワーキングの経緯につきまして、具体的な内容を私からご説明させていただきます。

まず資料2につきまして、前回から3年以上時間があいていますので、経緯につきまして改めて少し補足させていただいた上で、まず資料に基づきまして、今日ご報告させていただく内容の全体をまとめていますので、ご説明させていただきます。

冒頭、事務局の挨拶にもありましたとおり、平成17年にアスベスト問題が社会問題化いたしまして、政府全体で対策がとられたところでございます。政府全体の閣僚会議といたしましては、「アスベスト問題に係る総合対策」が平成17年12月に出され、また国土交通省住宅局の関係でも、このアスベスト部会で同じ12月に建議という形で「建築物における今後のアスベスト対策について」をとりまとめたところでございます。これを受けまして、建築関係で大きく3点、対策をしてございます。

「建築基準法の改正」ということで、年明けの国会で改正を速やかにいたしまして、アスベストの使用自体は労働安全衛生法に基づきまして全面禁止になっておりますけれども、建築基準法の場合は、建築基準法でも規制することによって増改築等の際に原則除去して

いただくという効果が生じます。これを行ったということでございまして、規制対象はいわゆる吹付けのものでございます。

それから中ほどの「民間建築物のアスベスト調査の推進」ということで、この時点ではアスベストが使われ始めたと言われている昭和31年ごろから平成元年までに施工された民間建築物のうち概ね延べ1,000㎡以上の約27万棟を対象に調査を始めてございます。

それからあわせて調査・除去に対する国庫補助として、現在の制度でいいますと、調査については全額国庫負担、除去工事については国が3分の1負担で、民間事業者であれば地方3分の1を加えますと、工事費の3分の2が公的に支援されるという、かなり手厚い制度になってございます。このほか、今日のご報告のとおり、今後の国の政策のモデルとなるような知見を得るための事業、調査・除去とも全額国費で補助するという制度もあわせて設けてございます。

次に平成19年12月に総務省からアスベスト問題の勧告がされまして、ここでは、先ほど概ね1,000㎡以上の約27万棟に対して調査と申しましたが、1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間建築物についても調査をすべきである等の勧告が出されたところでございます。

これを受けまして、アスベスト対策部会の再開ということで、平成20年9月に部会を再開いたしまして、ワーキングを設置いたしまして、〇〇先生に主査をお願いして、12回ほどワーキングで作業いたしまして、その結果を平成21年6月にご報告させていただいたところでございます。

このポイントですが、今後のアスベスト調査を進めるに当たり、まず調査実施のための環境整備を行うことが重要である。特に具体的には、本日の中心のご報告事項になりますが、建築物調査者の育成などについて先行的に検討すべきであるということで、ワーキングにて引き続き検討することになりまして、以降33回ワーキングを開催いたしまして、〇〇先生をトップにいたしまして、今日こちらのテーブルにワーキングの委員の先生方にご臨席いただいておりますけれども、大変精力的な作業をしていただきまして、講習のテキストなどが大分仕上がってきた状況でございます。

次のページでございます。これまでに報告をさせていただいた事項と本日のご報告事項について、全貌をまとめてございます。青字が前回での報告事項、赤字が本日ご報告させていただく事項、そして右の黒字が今後の検討課題でございます。

大きく3つに分かれておりまして、まず「調査の前提」として、実は石綿含有建材からの飛散の状況がどうなのかを調べてございます。石綿含有建材は3種類ございます。吹付けのようなレベル1、それからセメント板のような成形品はレベル3と言われておりますが、その中間的な石綿煙突やダクト保温材のようなレベル2。レベル1、2、3と3つに大きく作業的に分けられるわけですが、今建築基準法で規制をしているのはレベル1の吹付け石綿と石綿含有吹付けロックウールの2種類ですが、そのほかのレベル1、2、3の建材につきましても、飛散しているかないかにつきまして継続的に調査を行っております。特に赤字の本日のご報告の部分では、先ほど〇〇主査からもご指摘がありましたとおり、特に石綿煙突につきましては飛散している可能性が、今年度の段階ではまだ断定までは至っていませんが、特に重点的に調査をするということで、引き続き作業をしているところでございます。これにつきましては今後の課題といたしましては、飛散しているということになれば、既に建築基準法を改正して石綿関係は必要があれば規制対象建材に追加ができる状況になってますので、必要な規制対象の追加の検討を行うことになろうかと思っております。

2番目の、「調査・分析」についてでございます。まず青字の部分から申し上げますと、前回までで示していることといたしましては、調査全体像の把握ということで、ここに調査対象、従来概ね1,000㎡以上でしたから約27万棟とっておりましたけれども、全て対象にすると約280万棟と推定されておまして、しかも解体のピークは今後訪れることを前回ご報告しております。

これにつきましては同じ資料の7ページに図にしておりますので、こちらでご説明をさせていただきます。横にして見ていただきまして、この図表は一番上の欄に、石綿が時代に応じてどのように規制されてきたかを、まずまとめてございます。昭和31年ごろから使用が開始されたのではないかと。昭和50年までは規制がない時代でございました。昭和50年に、労働安全衛生法に基づきまして、吹付け石綿の使用が中止されました。石綿そのものの吹付けは中止されましたが、その後、石綿を含有させた吹付けロックウールがまだ使用されておまして、昭和55年には、吹付けロックウールの中でも特に飛散性が相対的に高いのではないかといわれる、乾式の石綿含有吹付けロックウールが自主規制によって使用が中止されました。それから平成元年には湿式の石綿含有吹付けロックウール吹付けについても自主規制がされました。そして平成7年には法令で石綿1%含有超の吹付けロックウールの使用が中止をされたということで、これまでが5%規制時代となりま

す。以降、1%規制時代が始まりまして、直近の、全面禁止という意味では、平成16年に一応原則全面禁止になりまして、その上で含有率が現行の規制として0.1%が今規制されておりますが、これが施行されたのが平成18年となります。

この下に示しているのは、この中で、特に一番下の欄にあるように、木造とか戸建て住宅につきましては、全く使われていないとは言いませんけれども、相対的にほかのものよりも頻度が低いのではないかと。それから公共建築物を外しまして、民間の、「S造」と書いてありますが鉄骨造のことで、「RC造」は鉄筋コンクリート造のことで、これらにつきまして、概ね1,000㎡以上か未満か、それから建設年代別にストックの棟数の推計をいたしまして、これは石綿が含有されているかどうかこれから調べなければわかりませんが、調べる必要がある対象ということで、民間建築物で約280万棟ぐらいの母数があることを示してございます。

それから、この中で前回の部会でもご報告されておりますとおり、膨大でございますので優先順位をつけるようにとご指摘をいただいております、特に昭和50年まで、あるいは昭和55年までといった時代の古いものほど、一般的には含有率も高いし、老朽化も進んでいるおそれがあるということで、年代の古いものから優先的に調査する必要があるのではないかと。あるいは年代とは別の切り口で、石綿は発がん性物質でございますので、お子さんが利用されるような施設は、別途、優先度が高いのではないかと。あるいは防災拠点になるようなものにつきましても優先的にやるべきではないかということで、前回ご指摘をいただいております。

次の8ページですが、これらの石綿が使用されている可能性のある建物が、高度経済成長期にかなり大量に建設されまして、その解体時期が、単純に耐用年数表から当てはめてストックベースで推計した資料ですが、今後平成40年ぐらいにかけて解体のピークを迎えるのではないかとということで、既に現行でも除去等につきまして関係法令で規制があるわけですが、今後解体のピークを迎えることを考えますと、決して石綿の問題は過去の問題ではなくて、今後こういった解体ピークを迎えるに当たって、確実に法令遵守をし、環境整備が不十分な点については今のうちにきちんと対策を立てておく必要があるということでございます。

2ページに戻っていただきたいと思います。前回までのご報告事項、青の4番目ですが、そういった調査対象の全体像と優先順位を整理するとともに、調査の実施方法の考え方ということで、これにつきましても前回までで整理をいただいております。

これは具体的には9ページをごらんいただきますと、たたき台として、民間建築物のアスベスト調査をする場合における調査フローを示してございます。従来の民間建築物の調査は概要調査にとどまっているのが多く、前回のご報告にもありましたが、例えば分析まで行っているものは調査したうちの4分の1にとどまっているという実態がございます。今後は詳細な調査をきちっとすべきであるというご指摘をいただいて、その具体的なフローがこの図でして、まず行政で、優先順位等の問題もありますので、アスベスト台帳をきちっとつくっていく。その上で民間の所有者に調査の依頼をする。調査の依頼は、当然ビルの所有者等に行うわけですが、このフローのポイントは、建物調査について、調査技術者とありますが、専門家が建物に実際に入ってアスベストの調査を行う。かつアスベストが使われていそうな建材につきましては試料採取をします。サンプリングをいたしまして、そのサンプルを専門の分析機関に分析を依頼する。この分析結果をもとに建物のアスベスト調査の調査報告を行うべきではないかということで、ここまでやればかなりきっちりとした調査ができるわけですが、そういった調査のフローの考え方を、前回の部会時点でお示しいただいてございます。

あちこち飛んで恐縮ですが、2ページに戻りまして、前回、調査関係でここまで整理をいただいていたわけですが、赤字の部分の本日のご報告の中心は「建築物調査者の育成プログラム」ということで、先ほど主査からご紹介をいただきましたとおり、約400ページに及ぶテキスト案を現在作成中で、このテキストに基づいて実地の研修といった模擬研修も既に実施しているところでございます。この育成プログラム案を作成すべきであり、模擬研修などを実施したということ、今日ご報告させていただきます。今後の課題ですが、このプログラムを完成させまして、新たな資格者制度を創設してはどうか。調査者が調査を行うことなどを、現在、国庫補助でアスベスト調査・除去をやっていると申し上げましたが、とりあえず国庫補助の要件として推進してはどうかというのが、今日の議題のご提案でございます。

それから、このページの青字の一番下の、除去等工事の部分でございます。これにつきましては、前回の部会の段階では、除去業者へのアンケート調査を行ってございます。この結果の概要でございますが、除去業の工事をアスベストが社会問題化した時期に始めた業者が多いということと、通常は建設業者などが多いわけですが、建設業者がほかの建築工事などをする傍らで石綿除去工事をされているということで、ただ石綿除去工事のシェアが5%以下の業者が全体の4割を占めるという形で、石綿除去専門の業者は必ずしも多

くないという実態が判明してございます。

こういったことも踏まえまして、本日の赤字の報告事項でございますが、全額国庫補助でモデル事業を実施して、相当精力的にワーキングの先生方に詳細な内容のチェックをしていただきまして、いろいろな課題が浮かび上がりましたので、調査と除去工事それぞれにつきまして、モデル事業で得られた知見を今日ご報告させていただきたいと思っております。そして今後の課題といたしましては、これらのモデル事業によって得られた知見に基づきまして、補助事業による民間の建築物の調査・除去に活用していきたいということでございます。

本日ご報告させていただく予定の全体概要は以上でございます。

【事務局】 それでは、資料3の別紙1から別紙4に基づきまして、アスベスト対策ワーキングにおける個別の検討作業の状況についてご説明させていただきたいと思っております。

最初に資料3の別紙1「これまでの民間建築物における石綿実態調査と地方公共団体における補助制度・台帳の整備状況」でございます。1つ目の丸ですが、これまでの石綿実態調査につきましては、昭和31年から平成元年までに施工された概ね1,000㎡以上の大規模な建築物を対象に実施してきたところでございます。2つ目の丸ですが、前回のアスベスト対策部会におきましても報告したとおりでございますが、これまでの調査につきましては、民間建築物の所有者に対して自主点検の結果の報告を要請するという形で行われてきたため、その多くは概要調査にとどまっているのが現状でございます。さらにですが、アスベストが使用されている部位や劣化の状況等については把握できていないのが現状でございます。3つ目の丸ですが、当該調査の現時点の状況でございますが、調査対象約27万棟のうち、報告済みのものにつきましては約23万棟ということで、報告率は約85%。露出してアスベスト等が吹きつけられている建築物の対応率につきましては約68%ということで、こちらのグラフにもございますとおり、最近は報告率、対応率ともに伸びが鈍化傾向にあるという現状でございます。

その下ですが、地方公共団体における補助制度の整備状況ですとか、台帳の整備状況についてまとめさせていただきました。最初の丸ですが、補助制度の創設や台帳の整備につきましては、国が平成20年度補正予算において全額補助するという仕組みを導入したところでございます。その一方、下の丸ですが、補助制度の創設につきましては、前回の報告は21年4月時点ですが、それに比べまして補助制度の創設済みが10.8%から21.9%、次のページですが、そういうことで一定の増加傾向にあります。依然として低調

な取り組み状況にあるのが現状でございます。

続きまして、地方公共団体における台帳の整備状況です。1つ目の丸です。地方公共団体におきまして、既存建築物のアスベスト対策に係る台帳の整備状況、ストックの状況についての台帳ですが、これについて調査を行ったところですが、何らかの既存建築物の台帳が存在する行政庁につきましては、373行政庁、母数は特定行政庁の448で、約83%となっております。

このうち①から③と書いてますが、全て電子化されていて、少なくとも労働安全衛生法で0.1%の規制が施行される前まででの平成18年8月31日までに建築確認がされた建築物を含み、少なくとも所在地や建築時期、主要構造などが整理されているものの状況としましては、以下の箇条書きにまとめているところでございます。このうち整備済みと現在整備中が合わせて約3割という状況でございます。その他、平成26年度中まで着手予定なしとか、将来も整備しないものが、6割ほど回答があったところでございます。将来も整備しない等と回答された行政庁にそれぞれの理由を聞いたところですが、人員が配置されていないとか、予算がつかないといった回答が多くございました。そのほか、石綿対策を理解している職員がいないためという回答も見られています。

2ページ目の最後の丸ですが、国の補助事業におきましては、台帳の整備について10分の10補助をしておりますが、これについて知らない行政庁も10%程度存在するところでございます。最後の3ページ目です。その他として書いてますが、アンケートの中におきましては、大気環境とか廃棄物、労働基準監督署との情報交換を実施したことがあるという行政庁も42%ほど見られたところでございます。また地方公共団体独自の取り組みとしまして、職員向け石綿マニュアルがあると回答されたものが7%見られたところでございます。

続きまして、別紙2「石綿含有建材の飛散性調査の結果」について、ご報告をさせていただきたいと思っております。1つ目の丸ですが、本部会の平成17年12月の建議におきまして、建築基準法の規制対象となっております吹付けアスベスト等以外の石綿含有建材の飛散性調査につきましては、通常時、劣化時、解体改修時等の調査を進めるようにと指摘された次第でございます。通常の使用状態における飛散防止対策が必要となった建材につきましては、建築基準法令による規制等を行うことが必要とされた次第でございます。2つ目の丸ですが、平成19年の総務省勧告におきましても、引き続き研究を推進するようにと。3つ目の丸ですが、前回のアスベスト対策部会におきましても、引き続き調査を継

続するようにと指摘された次第でございます。

これらを踏まえまして、4つ目の丸ですが、国土交通省及びアスベスト対策ワーキングにおきましては、平成21年度より以下の3つを対象として飛散性調査を実施してきた次第でございます。1つ目のイ)でございますが、現在、建築基準法の規制対象となっております吹付けアスベスト等以外の石綿含有建材につきまして、通常時及び劣化時の飛散性を調査するものでございます。続くロ)でございますが、こちらは吹付けアスベスト等も含むものですが、機械室やエレベーターシャフト、空調経路といたしました、一般の建築物利用者からはふだんは目に見えないところでございますけれども、気流や拡散等によって飛散が起こる可能性があるところにおきまして、通常時、劣化時の調査を行うものでございます。最後のハ)でございますが、石綿含有建材の除去等工事の上下階や隣室等におきます飛散性の状況も調査するものでございます。

これらの調査の結果としてまとめたものが5つ目の丸です。次のとおり有意な石綿繊維の飛散が確認されたということございまして、この中で①と④につきましては、劣化した煙突用石綿断熱材につきまして、それが存在する機械室内でそれぞれ①が1.1～1.8 f/L、④につきまして機械室内で4.8～9.1 f/Lということが確認された次第でございます。その下の⑤と⑥につきましては、石綿含有吹付けロックウールと吹付け石綿はそれぞれ既に建築基準法の規制対象となっているものですが、これが存在する倉庫やエレベーターシャフトにおきまして飛散が確認されたというものでございます。その他②、③、⑦につきましては、煙突用石綿断熱材が存在する煙突の内部におきまして飛散が確認されたというものでございます。続く2ページ目でございます。一番上から2番目の行ですが、その他の石綿含有建材が存在する室内におきましては、石綿繊維数濃度は確認されなかったという、定量下限値以下となって飛散は確認されていなかったという結果になっております。その下の丸ですが、こちらは除去等の工事の上下階や隣室等における飛散性の状況でございまして、確認されましたのが⑧ですが、石綿の除去におけます隔離養生を行っている出入り口のセキュリティーゾーンの前におきまして、3.4 f/Lが確認された次第でございまして、その他の上下階や隣室等におきましては定量下限値以下となって、飛散は確認されなかった次第でございます。

これらの結果を踏まえて、その下に引き続き調査を継続することが望ましいということで、ご報告させていただきたいと思っております。1つ目のポツですが、吹付け石綿等以外の石綿含有建材のうち、煙突用石綿断熱材につきましては①と④の事例におきまして石綿繊維

が検出されておりますが、①につきましては、同じ室内におきまして煙突用石綿断熱材と石綿含有ケイソウ土保温材、そのいずれも存在するところがございますので、厳密にはどちらに起因するか特定できない状況でございます。また④でございますが、こちらも煙突用石綿断熱材の事例でございますが、この事例におきましては、煙突内部におきまして、煙突用石綿断熱材が剥離・落下しておりまして、煙突を閉塞しているという特殊な状況下の測定結果でございます。こういったことから建築基準法の規制対象とするかどうかを判断するために、24年度以降も飛散性について早急かつ重点的に調査を継続するというところで、ご報告させていただきたいと思っております。

2つ目の丸ですが、飛散性調査を今回実施することができた、その他の吹付け石綿等以外の建材につきましても、引き続き調査を継続するというところで、ご報告させていただきたいと思っております。3つ目の丸ですが、吹付け石綿等につきましては、劣化の状況によって飛散する可能性があることが示された次第でございますので、どのような室の状況の場合に飛散するかについて、引き続き調査を実施したいと考えております。最後の4点目ですが、除去等の工事の上下階や隣室等におきまして、適切な工事が行われない場合にどのように飛散するかについても、引き続き調査を継続したいと考えているところでございます。

続く3ページ目でございますが、それぞれの調査につきましては、イ)、ロ)、ハ)の3点から行ってきた次第でございますが、イ)の結果についてまとめたものでございます。これまで28物件、屋内73サンプルを実施してきたところでして、一番左側の吹付け材、保温材、耐火被覆材、断熱材、成形板等という、それぞれの石綿含有建材ごとに調査を実施してきたところでございます。続く4ページ目ですが、こちらはロ)の調査結果をまとめたものでございまして、26物件、屋内123サンプルを実施してきたところでございます。次のページのハ)でございますが、除去等の工事の上下階や隣室等につきましては、これまで10物件、屋内109ポイントを調査してきたところです。これで見えていただくとわかりますとおり、先ほどご説明いたしました、飛散が確認されたものは①から⑧の8事例でございまして、その他のおおむねにつきましては、この調査結果の中ではグレー表記をしているところですが、ほとんど飛散が確認されていないという、全体的に見ますとそういった状況でご報告させていただきたいと思っております。6ページ以下につきましては、それぞれの事例におきます屋内の測定結果や、現場の状況写真つきの個票について添付しております。こちらはご参考でございます。

続きまして、別紙3の「アスベスト対策モデル事業で得られた知見」についてご報告さ

せていただきたいと思います。アスベスト対策モデル事業につきましては、1つ目の丸ですが、実際の建築物における石綿の有無の調査ですとか、石綿の除去・封じ込め工事といったものの検証と成果等の普及によって、石綿の実態調査等に関する新たな知見の収集を行うことを目的として行っている次第でございます、国の10分の10補助で実施しているところでございます。

2つ目の丸ですが、本事業につきましては平成20年度補正予算によって創設された事業でございます、現時点では以下の①から⑤に記すとおり、調査について2種類、除去等について3種類の場合について、新たな知見の収集を行うこととしている次第でございます。それぞれ個別にご説明いたしますと、①につきましては、新三種等調査モデルとして、吹付けパーミキュライト、吹付けパーライト、または新三種といわれます、これまで日本国内においては使用されていなかったとされていたアスベストについての調査について、吹付け材の流通経路調査を行う場合ということで、実施してきているところでございます。②でございますが、飛散性調査モデルとして、現在規制対象外となっている石綿含有建材の飛散性調査を行う場合ということで、調査補助をしてございます。③ですが、高度技術モデルとして、下のAからHに書いてますような、除去が難しいとされている工事の実施に関するものにつきまして、調査補助をしているところでございます。④は業者選定モデルとして、除去等を行う業者の選定ですとか、指導監督を重点的に実施する場合におきまして、調査補助をしてございます。最後⑤は、早期対策民間モデルとして、避難場所となる施設や未成年者が使用する施設など、早期の対策が必要と考えられる施設におきまして除去等を行う場合、調査補助をしているところでございます。以下、それぞれの調査と除去等におけるモデル事業の結果を報告させていただきたいと思います。

2ページ目でございます。「知見の収集状況：調査」ということで、1つ目の丸ですが、これまで調査につきましては、新三種等調査モデル事業6事業、飛散性調査モデル事業1事業の、計7事業が実施されたところでございます。その下の丸ですが、新三種等調査モデル事業につきましては、6事業を実施したところでございますが、四角囲いにございますとおり、吹付けひる石や吹付けパーライトの記載が設計図書にありましたが、全ての物件におきまして石綿含有分析の結果は含有なしとなったところでございます。

続きまして、その下の②の飛散性調査モデルについてのご報告です。飛散性調査モデルにつきましては、全国で住宅の事業を行っている1事業主体におきまして、建築基準法の規制対象外であります吹付けパーミキュライトが天井に施工された室内の飛散性調査を実

施してきたところでございます。

その下の丸でございますが、調査の手順についてまとめさせていただきました。最初に吹付けバーミキュライト中の石綿含有分析を行いまして、その次に石綿の含有が確認された物件につきまして飛散性調査を行うという手順で実施してきた次第でございます。吹付けバーミキュライト中の石綿含有分析については、J I S法によって行ったところでございます。J I S法につきましては、最初にX線回析によってバーミキュライトが主成分と判定された場合には、吹付けバーミキュライトの分析という方法によること、これに該当しない場合は、X線回析及び位相差・分散顕微鏡という通常の建材分析といわれる方法によって実施するという方法でございます。

全調査対象につきましては6,405棟あったところですが、このうち通常の建材分析が4,095棟、吹付けバーミキュライトの分析は2,310棟となった次第でございます。その次のページですが、このうち通常の建材分析におきましては、133棟で含有ありと。吹付けバーミキュライトの分析では、600棟で含有ありという結果になった次第ですが、J I S法に規定はありませんが、別途、位相差・分散顕微鏡による分析を行ったところ、600棟中の591棟におきましては含有が確認されなかったということで、当該事業主体におきましては、600棟中の591棟の残りの9棟につきまして石綿含有ありと判断した次第でございます。これらにより、当該事業主体におきましては、合計で142棟につきまして吹付けバーミキュライトの中に石綿含有が確認されたと判断された次第でございます。

その下の丸ですが、こちらは今申し上げました分析に関連しまして、さらなる分析を行ったところですが、こちらもJ I S法に定めはありませんが、別途、走査電子顕微鏡や偏光顕微鏡で確認した結果をまとめております。こちらの結果につきましては、おおむねJ I S法と一致したという結果になっている次第でございます。

3ページ目の一番下の丸ですが、吹付けバーミキュライト中に石綿が確認された142棟につきまして、それぞれ室内について気中濃度測定を行った結果でございますが、全てにおきまして定量下限値未満、つまりは飛散は確認されなかったという結果になった次第でございます。次の4ページ目の1つ目の丸でございます。こちらの142棟につきまして、地域的に見ますと、関東地方で一番多く石綿含有ありとなった棟が確認されている次第でございます。その他、近畿地方でも確認された次第でございます。北海道、東北、中部、九州では検出されなかった次第でございます。その下でございますが、調査対象と

なった建築物の使用開始時期につきましては、昭和40年から平成2年までですが、昭和42年から昭和54年で石綿含有ありとなった棟がございまして、その他の年度につきましては石綿は確認されなかった次第でございます。最後の丸でございますが、先ほどご説明いたしました調査のモデル事業の結果について箇条書きでまとめさせて頂いた次第でございます。

続きまして、5ページ目でございます。「知見の収集状況：除去等」ということで、除去等のモデル事業について、結果をご報告させていただきます。これまでに除去等につきましては、高度技術モデル事業2事業、業者選定モデル事業5事業、早期対策民間モデル事業1事業の、計8事業が実施された次第でございます。

2つ目の丸ですが、高度技術モデルなどの一部の事業では、知見が十分に得られなかった事業もあったところですが、一方で、今後の本格的な石綿実態調査に向けて次のような貴重な成果を得られることができた次第でございます。下に箇条書きで書いてございますが、箇条書きの1ポツ目から4ポツ目までにつきましては、除去等の除去業者の技術水準の向上が急務、地方公共団体職員の理解水準の向上が急務、建築物調査者の育成が急務、分析方法の確立、分析技術等の技術水準の向上が急務といった、今後の課題につきまして具体的な事例によって把握された次第でございます。

箇条書きの5ポツ目ですが、除去業者の選定におきましては、選定方法について以下のような具体的な知見が得られたということで、こちらも箇条書きで書いてございますが、企画競争が有効であること、石綿作業主任者等の技量や実際の工事でのノウハウの有無を評価する項目設定が有効であること、具体的な施工計画のもとに審査することが有効であること、当該作業を行う室に適した工法を行う業者かどうか、当該作業になれている業者かどうかについても、判断材料とすることが有効であることが把握された次第でございます。最後のポツでございますが、除去業者と石綿含有分析、気中濃度測定業者への分離発注を徹底するということが重要であることも把握された次第でございます。

その下の丸でございますが、これらの知見を踏まえまして、国土交通省におきましては、「アスベスト対策モデル事業等の運用について」という運用通知を下の箇条書き3つのポイントで書いてございますように改正いたしまして、平成22年度以降のモデル事業の運用方針として、地方公共団体に伝えているところでございます。

それを踏まえまして、その下でございますが、平成22年度以降に実施されました2事業につきましては、続く6ページ目に、それぞれ関東地方の1事業者と東北地方の1事業

者が複数の現場における工事を実施する過程におきまして、総合評価落札方式におきまして業者の選定や指導監督の方法について、改善・強化を重ねた結果として、1つ目のポツでございますが、まずは多数の除去業者の確保が可能な都市部におきましては、審査点数票やチェックリストの改善・活用によって、優良な除去業者の選定を行って適切な工事を行うことができたという、モデル的事例が得られた次第でございます。その次のポツでございますが、現状におきまして少数の除去業者しか確保できない地方部におきましては、学識経験者等からの意見聴取や立入検査の実施といった指導監督体制を強化することによって、適切な工事を行うことができたモデル的事例も得られた次第でございます。

これまでに実施された8事業につきましては、以下にまとめさせていただいている次第でございます。時間の関係で最後の2事例のみ簡単にご紹介させていただきたいと思っております。21ページ目でございます。こちらはF事業として書いてございますが、先ほどご報告した関東地方の1事業主体の事例でございます。当該事業主体におきましては計9件の事業が実施された次第ですが、4つ目の丸ですが、平成21年度に実施したモデル事業におきましては、当初、審査点数票において比較的高得点を獲得したにもかかわらず、実際の工事の際には適切な養生がされていなかったことが見られた次第でございます。この点を改善するために審査点数票を見直している次第でございます。その内容が次の22ページ、23ページ目でございます。22ページが平成21年度における審査点数票でございます。23ページが平成22年度における審査点数票でございます。こちらを比較していただきますと、平成22年度の審査点数票におきましては、票の一番下でございますけれども、新たに「施工計画」という欄を設けておりまして、当該業者の具体的な施工計画を適切に評価できるような項目を設定して、平成22年度以降は事業を実施しております。

別の事例についてご報告させていただきたいと思っております。46ページ目でございます。こちらは、東北地方の地方部における事例でございます。G事業としてまとめてますが、東北地方の事業者を主体として合計で3件の事業が実施された次第でございます。4つ目の丸ですが、平成22年度の事業の応募者につきましては、G1事業が2社、G2事業が1社、平成23年度のG3事業におきましても1社のみの応募で、応募者数は少なかった次第ですが、その次の段落にございますとおり、学識経験者の助言等を踏まえて事前に技術評価の着目点を公示したり、事前の審査段階で学識経験者から指摘のあった改善事項を施工計画に反映させたり、立入検査を実施して適切な施工がなされているかを確認したり

して、そういったことを重ねることによって適切な工事が行われた事例でございます。こういった個別のモデル事業の事例につきまして、それぞれまとめておりまして、今後ホームページ等で公表させていただくことによって、各地方公共団体の除去事業等の参考にしていただければと考えているところでございます。

続きまして、別紙4についてご報告させていただきたいと思っております。最後の報告事項で、「建築物調査者の育成プログラム」についてでございます。1つ目の丸ですが、平成19年12月の総務省勧告におきまして、現在、概ね床面積1,000㎡以上として調査を実施していますが、1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間建築物につきまして、的確かつ効率的な把握方法を検討することが指摘された次第でございます。その次の丸ですが、前回の部会におきましても、まずは本格実施のための環境整備を行うことが重要とされまして、特に「建築物調査者の育成」等につきまして、先行的に検討すべき課題とされた次第でございます。

これらを踏まえまして、3つ目の丸ですが、平成21年度より、アスベスト対策ワーキングにおきましては、建築物の通常の使用状態において石綿含有建材、レベル1といわれます吹付け材、レベル2といわれます保温材、耐火被覆材、断熱材を対象としまして、これらの有無の調査を行う建築物調査者の育成に向けた具体的な方策を育成プログラムと呼んでいるところですが、その検討を進めてきた次第でございます。

平成22年度までの状況としましては、育成プログラムの講義に用います「テキスト(案)」を作成した次第でございまして、その次の丸ですが、これを受けまして平成23年度におきましては、テキスト(案)を用いて講義、実地研修、発表会・講評により構成される4日間の模擬講習会を、都内で2回実施したところでございます。この模擬講習会につきましては、一級建築士や行政職員、実務経験者といった方々に計38名集まっております。下①から③に書いてます4講座、11時間45分の講義を受けていただいて、実地研修としまして、実際の建築物におきまして模擬的な調査を実施して、最後にその模擬的な調査の現地調査報告書を発表していただいて、講師による講評を行うという模擬講習会を実施したところでございます。

次の2ページ目でございます。1つ目の丸ですが、模擬講習会におきましては、国土交通省からの業務委託によって業務を受託した者が運営を行いまして、最初にアスベスト対策ワーキングから、当該業務受託者に対して講義に用いるテキスト及び講習全体の運営方針を示すことによって、当該業務受託者が自ら講義の会場及び実地研修の会場を確保した

上で、運営方針に従って講習を運営し、こういったことから、第三者機関による育成プログラムの運用の将来的な実現可能性が確認された次第でございます。

その下の丸ですが、当該模擬講習会終了後の受講者からの意見・要望等を踏まえまして、建築物調査者が社会的に期待される役割、つまりは調査の対象としましては、レベル1、レベル2にとどまらないだろうと。そういったことを考慮しまして、平成23年度中におきまして、ワーキングにおいて、「その他石綿含有建材（成形板等）の調査」や関係法令に係る内容のテキスト（案）の追加といった作業を、集中的に実施したところでございます。それによって以下のような第1講座から第5講座及び巻末資料から構成されるテキスト（案）を作成した次第でございます。

2ページ目の一番下でございますが、前回の部会での議論を踏まえまして、石綿が不動産評価に与える影響と、石綿のリスク評価に関する現状の把握と課題の整理を目的としまして、学識経験者等にヒアリングを行った次第でございます。その結果につきましてもテキスト（案）に一部反映した次第でございます。

4ページ以下にまとめてますが、当該ワーキングの成果であるテキスト（案）の目次のみを抜粋したものでございます。こちらのテキスト（案）につきましては、先ほど〇〇先生からご紹介がございましたけれども、約400ページということで現在も精査作業中でございますが、第1講座から7ページ目の第4講座、第5講座、8ページ目の巻末資料に至るまで、目次だけ見ましても計5ページにわたるようなテキスト（案）につきまして、ワーキングにおいてまとめていただいた次第でございます。

当該テキスト（案）のサンプルにつきましては、9ページ以下に一部抜粋しておりますが、第1講座につきましては、「建築物と石綿、調査の目的と調査者の役割」ということで、1.1の「建築物調査とは」で、石綿は鉱物の一種で、天然に産出する発がん性物質であるといった基本から始まりまして、建築物調査の役割についてまとめている次第でございます。続く10ページ目でございますが、当該アスベスト対策部会での成果の1つでございます約280万棟というストックの全体像につきましても、テキスト（案）の中におきまして紹介している次第でございます。

ちょっと飛びまして15ページ目でございますが、第2講座以下におきまして、実際の石綿含有建材の調査の方法について、続く16ページ目でございますように、実際の図面を用いまして、どのように図面の中に石綿含有建材があるのかを見分ける手法を具体的な事例で紹介している次第でございます。18ページ目でございますが、こういった写真を

用いまして、具体的な調査のノウハウもまとめている次第でございます。その次の19ページ目の第4講座におきましては、石綿含有建材調査報告書の作成ということで、20ページ目でございますように、現地調査総括票の様式とその記載例をまとめている次第でございます。続く第5講座におきましては、レベル3、その他石綿含有建材の調査方法についても整理している次第でございます。こういった内容を、現時点におきまして約400ページでまとめた次第でございます。

23ページ目以下につきましては、先ほど申し上げた当該テキストを作成するに当たってのヒアリング結果の概要について参考として添付したところでございます。説明は省略させていただきたいと思っております。

以上、ご報告でございます。

【事務局】 引き続きまして、最後の資料ですが、資料4につきまして、以上のワーキングの作業状況のご報告を踏まえて、「今後の検討課題について」ということで、今日は主としてこの資料の方針につきまして自由にご意見をいただければと思っておりますが、ご説明をさせていただきます。

今後の民間建築物の石綿実態調査を進めるに当たり、引き続き本格実施のための環境整備を行うことが重要と考えております。

建築物調査者の育成のため、建築物石綿含有建材調査者育成プログラムによる新たな資格制度を創設してはどうかということでございます。今年度は育成プログラムの実施主体の要件や、講師の代替性の検証、受講資格の設定、修了考査の方法等について、検討を行いつつ暫定的な講習、これは国費で実施しておりますけれども、引き続き実施していきたいと思っております。そして来年度以降の将来の時期においては、国土交通省が定める要件を満たす公正・中立な民間の第三者機関が講習を実施し、調査者の資格を付与と考えてございます。環境整備が重要というのは、前回部会でもご指摘をされた部分でして、現状ではまだこういった形できちっと調査をできる調査者の方が資格者という形では現存していませんので、こういった方を育成する。今、暫定的に国がプログラムをつくるとともに、暫定的な講習につきましても国費で実施しておりますけれども、恒久的な制度ということになりますと、国がずっと直営でということも困難ですので、国が公正・中立で第三者性があるといった要件を定めまして、この要件に当たる民間の団体が出てきて講習を実施していただくことが望ましいのではないかと考えております。

それから、この建築物の調査・除去に係る国庫補助に当たりまして、この調査資格を付

与された者が調査を行うことや、あるいは除去等の工事完了後の検査を行うことを要件化する事で、調査・除去等の質の確保・向上を図ってはどうかと考えてございます。一応、資格者の新設、規制の新設をする場合には法律が必要と一般にされているわけですが、環境整備が重要ということで、今はまだ調査者の実体がありませんので、まずは国庫補助の要件という形でこの資格者を活用して、環境整備の充実を図っていかなくてはどうかという考え方でございます。

その他の検討課題として、地方公共団体において、担当職員向けの簡便な調査マニュアルの整備などを通じて、石綿対策への理解を深めるとともに、調査・除去の補助制度の創設、台帳の整備に取り組むよう、国から引き続き積極的に働きかけをしていく必要がある。それから、石綿含有建材の飛散性調査を継続的に実施する必要がある。特に煙突断熱材について、早急かつ重点的に実施し、飛散が確認されれば規制対象に追加していかなくてはどうかということでございます。調査者につきましては、補助金の要件を考えていますが、それ以外のさまざまな段階における調査者の活用についても検討が必要、特に関係省庁で、今さまざまな施策が取り組まれていますので、調査者の実体ができれば、そういったさまざまな施策レベルでご活用いただけると、私どもとしてもありがたいと考えてございます。これまでは、石綿の有無自体が問題ですので、まず調査ということで重点的に取り組んでまいりましたけれども、調査者プログラムが完成するなど調査レベルでの環境整備が進んでまいりますと、今後は除去等の問題についても引き続き検討が必要ということになってくるかと思えます。

以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

しばらく間を置いているのと、ワーキンググループで精力的な検討をしていただいた報告ということで、まずは現状の実態報告を共有したいと思っています。進め方としては、まず資料2と資料3についてのご質問を承るのが先と思います。資料4については、それが一段落した後で、今後の進め方ということで、皆様のご意見を伺いたいと思います。

それでは資料2と3について、かかわった方、かかわっていない方もいらっしゃいますので、ぜひ、この辺がどうだったというご質問等ございましたら、自由にご発言いただきたいと思えます。

【委員】 よろしいですか。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 説明を聞き落としたとすれば申しわけないのですが、別紙2の1ページ目の最後の丸で、測定結果が出ておりました、後ほどの資料では閾値がないということなんですが、下にあります、ここにあらわれている①からの測定数値の持つ意味合いのスケール感がわからないといけないなと思うのですが、そのあたりについて参照すべき何か情報がありましたら、教えていただきたいのですが。

【事務局】 一般的な石綿の飛散性の調査につきましては、屋内につきましては、こちらはフィルターの大きさや視野数等によって定量限界が変わってくるところでございますけれども、一般的には屋内におきましては0.5 f/Lが定量下限として使われている次第でございます。それよりも下回る場合は、今回、飛散が確認されていなかったということで整理している次第でございます。

【委員】 例えば道路の脇で非常にブレーキを踏まれている環境にあるような、つまりバックグラウンドというか、ほかの環境と比べて、この数字はどのぐらいのスケールを持っているのか、教えていただけますか。要は、ほかの参照すべき、これは著しく大きいのか、スケール感が。

【事務局】 間違っていたら補足いただきたいのですが、バックグラウンドは、かつてはもうちょっと高かったんですけども、場合によってはリッター1本とかいう状況もあったんですが、最近は大分下がってまいりまして、リッター0.1本とか0.2本とか0.3本とかぐらいが、バックグラウンドとしては比較的多い濃度かと思えます。

【委員】 わかりました。

【部会長】 ほかの方。どうぞ、〇〇先生。

【委員】 今日のワーキングの報告は非常によくできているのではないかなと思っているのですが、まず、別紙3の5ページ、「知見の収集状況：除去等」というところで、丸の2つ目の一番下のポツですが、最後の、除去業者と石綿含有分析と気中濃度測定業者への分離発注を、ここであえて徹底をすることという、かなり強い記述になっているんですけども、これは何か特定のそういった事例があったという理解でいいのかなというのが、1つあります。

それから調査と直接関係ないのですが、資料2で民間建築物の年度別の解体棟数が示されているのですが、実際この建築物の解体工事に当たっては届け出制になっているはずですが、当然それについてもどの程度きちっと解体届が出されているのかということと、もう一つは、実際このアスベストに関する調査も、自治体がやっているのか、それとも建築

主が民間に委託をして調査しているのか、その辺のところを、もしかしたら数字としてあるのであれば、ご報告をしていただければありがたいです。

以上2点です。

【事務局】 1点目の分離発注を徹底することが重要であることにつきましては、こちらは当方の部会ではございませんが、他省庁の部会でもこういった議論があると当方は把握しているところでして、当該モデル事業の中におきましては、別紙3の59ページのH事業ですが、この中の後ろの60ページの2つ目の丸ですが、除去業者が事前に作成した施工計画書におきましては、気中濃度の測定業者が施工業者から発注される体制になっていて、施工業者からの独立性の配慮がされていないということで、要はこの独立性がないと、施工業者の都合のいいような気中濃度の測定結果がつくられてしまうのではないかと。そういったことから、当該事業から得られた課題としてまとめた次第でございます。

2つ目の、届け出の程度ですとか、調査が地方公共団体からか民間に出しているのかというものでございますが、すみませんが、届け出の数字等につきましては当方で把握していないところでございます。このアスベスト調査につきましては、今後の実態調査の進め方の課題として挙げておりますが、現在は地方公共団体が民間建築物の所有者に対して、自主点検の結果の報告を要請するという形で行っている次第でございます。当該自主点検につきましては、所有者がみずから行ったり、進んでいるところにおきますと建築士等や調査業者に任せたりということで、報告がされていると理解している次第でございます。数字としては、当方はまだ把握していないところでございます。

【部会長】 よろしゅうございますか。

【委員】 はい。

【部会長】 調査と除去の発注分離というのは、多分今後の問題として皆さん方のご意見をいただきたいところではないかと思えます。

私から1点、数字の質問ですけれども、今のところの別紙3の4ページの、モデル事業で得られた知見の第1個目ですが、この文章をそのまま読むと、石綿のある材料を使っているんだけど、これは多分レベル3の非飛散性の材料だから、現状では飛散が見られなかったという理解でいいんですか。建築図面に吹付けで施工するとの記載があつて、現に目視で確認できたもののうち、97%ぐらいのものが石綿含有なしとなったというのは、いわゆる非飛散性の建築材料だったからという理解ですか。

【事務局】 こちらは吹付けパーミキュライトの中に石綿が含有されていなかったとい

うことでして、含有なしの吹付けパーミキュライトということでございます。

【部会長】 ということは、仮に設計図書が残っていても、それであるなしは判断できない。つまりこれの逆もあり得るということ、暗に言っていると思っていんですか。

【事務局】 そうでございます。分析をしないとわからないということです。

【部会長】 だから、石綿がない材料を使っていると書かれていても、違った材料が使われている可能性もあるということ、暗に言っているんですか。逆で。

【委員】 どちらもあるということです。どちらもあるので、要するに図面の調査だけではなくて、やはり目視調査も併用していただいた上で、疑わしいと思ったらサンプリングもしていただきたいということでございます。

【部会長】 ということは、今回のワーキンググループでの調査については、設計図書というものの信頼性はあまりない、100%はないということで、あと目視が要る。ただ目視によってもわからないから、目視でわかるような人材を育てる。ただそれでも不十分だから、サンプリングをする。そのサンプリングに対する体制も整えたらどうでしょうかというのが、今回のワーキングのご提案だと思っよるしゅうございますか。

【委員】 先生のご理解のとおりだと思います。

【部会長】 ほかに。どうぞ。

【委員】 今後の調査資格者の整備という重要性がわかったんですけども、1点ちょっと関係が、多分、次の検討課題のところにも出てきそうなんです、除去業者に対してモデル事業を実施して、ご説明であった、業者を選定するときに地方ですとなかなか業者がいなくて、それに対して指導を行ったり、工事計画書に対しても少し確認して指導というところも重要だということなんです、そうしますと、今大学とか専門家の方々がそういう委員会等を開いて、多分、工事計画書などの指導をされたとは思いますが、今後その工事数が増えてきたときに、そういう専門家の方というよりはむしろこういう調査資格者を活用されるという方向だとは思いますが、テキストの概要を拝見していますと、調査のことはあるんですが、そういう工事業者の選定や工事計画書に対しての判断なども担っていただかないと、なかなか実際の除去等の工事をやっいこうとしたときに大変になっていくのかなと。まずは調査かもわかりませんが、行く行くは多分そういうことも必要になってくるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

【部会長】 ただいまのはご提案ということで、特に回答を求めているわけではないですね。

【委員】 多分そうされるんだと認識しておりますけれども。

【部会長】 はい、ありがとうございました。

ほかにご意見等ございますか。

それでは、こういう状況とワーキングの報告があって、幾つかのモデル事業をされて、かつ講習会用のテキストのドラフトと申し上げていいのでしょうか、出ている状況で、では資料4の「今後の課題について」ということで、事務局から資料4のようなことがございましたが、これについて何か、ご提案というほどではなくてもいいんですけども、感想はちょっと失礼ですので、思うことがあれば何かご発言いただきたいと思います。

どうぞ。

【委員】 この建築物調査者は早急に実施をしていただきたい。一部報道されましたけれども、民間でそういった資格を得られるようなことではまずいので、ここにはやはりきちっとした公平性と中立性が非常に大事だと思いますので、ぜひ早急にこういった制度を立ち上げていただきたい。それと同時に、実際に調査する方も含めて、特定行政庁の方も含めた中でトータルでやはり早急にしていかないと、なかなか厳しいのかなと思いますので、非常にいい制度が立ち上がるということで期待していますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

【部会長】 ありがとうございました。

では、〇〇先生。

【委員】 先ほどの、ちょっと勇み足でこちらのプログラムのことまでお願いしてしまいましたが、質問とあわせて、実はまだ説明されていない参考資料をペラペラとめくってみましたら、定期調査・報告制度のことが書かれていまして、多分、定期調査・報告制度でも2年に1回ほど報告がなされていて、それを特定行政庁に届け出る義務があるとはなっていて、一応こういうアスベスト関係も調査はされていると思いますが、それとは多分違う形でこの制度、資格制度を創設されようとしているように思ったんですが、そうでしょうかという質問です。

それから、どこかにグラフで、調査に関しての届け出結果の推移が書かれていたかと思うんですが、もう80数%の段階まで来ていて、かなり高いのかなと思っていましたら、最近はそれ以上上がってこない状況になっていまして、定期調査・報告制度も義務ではあっても罰則とかはないという状況だったと思うんですが、そういうことで全容を完全には把握し切れない状況がやはり起きてしまっている。そのあたり、100%にすべきだと思

うんですが、どのような対策が考えられるのでしょうか。

2つお願いします。

【部会長】 後段のほうは比較的大きな問題だと思いますので、お答えいただければ。今日だけの仮の段階ということでも結構です。

【事務局】 将来的には、いろいろな制度でより活用が進んでいくことも期待されるわけですが、説明でも申し上げたとおり、現状、資格者はゼロですので、まず環境整備をして、とにかく資格者の実体をつくるのが重要であろうということで、補助金の要件といった形で資格者制度をスタートさせて育成をしていこうという考え方でございます。定期報告ですとか、いろいろな形で活用ということになりますと、定期報告ですと約26万棟といった件数になってまいりますので、そういったものは実体の充実をあわせて、見ながら、その段階で充実方法の議論を進めていく必要があると考えてございます。

それから調査の進捗率は、資料3の別紙1の1ページ目の、概ね1,000㎡以上の約27万棟分の調査のグラフのことかと思えますけれども、調査率約85%で、ほぼ横ばいが続いている状況になってございます。もちろんこれは100%が目標であるわけですが、一方で、現状やっている調査は概ね1,000㎡以上に限られていることと、先ほど申し上げたように、これは概要調査でございます。今むしろワーキングでご議論いただいていたのは、今後きちんとした形で石綿対策を進めるに当たって環境整備が必要で、そのためには詳細調査で資格者がきちんと関与してやっていく体制を整えることがまず重要だということで、どちらかというこの数字をすぐに伸ばすよりも、きちんとした調査のための資格者の育成のためにはどんな方策を講ずべきかということで、非常に資格者育成プログラムも、都合ワーキングを45回やっているんですが、そこにかなりエネルギーを集中して作業をお願いしてきたところでございます。そういった環境整備ができた上で、実体の裏づけが整った段階で、その実効性を上げていくことをあわせて検討していきたいと考えてございます。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。では、お願いします。

【委員】 この資料4に書かれた対策や考え方は違和感がないというか、必要条件を満たしていると思うんですけれども、十分条件かというところまだいろいろなことがあるように思います。

1つは、今日のアスベストという課題ではありませんけれども、先ほどの図面と実態と

の乖離のような事柄は、アスベストだけではなくて、既存建築物についていろいろな行政課題が今後出てくることを考えますと、この対策をこうやって進めながらも、制度の枠組みとしては建物を調査する資格者、技術者ということはどう制度として位置づけていくのか、それが、今〇〇先生がおっしゃったような定期調査、報告だけなのか、それよりももう少しそれでは済まないような、この種の課題、環境的なことでは例えば天井の問題だとか、いろいろ既存建築物について既に過去のストックをどう技術的に手当てするのかという問題が起きてきますので、そうすると課題ごとに資格者をつくっていくのは制度的にも整理できないところがありますから、こういった建築ストックをサーベイする、調査する技術者の制度をどう持つかという枠組みを考えつつ、この具体的なアスベストの資格者、技術者を養成する、どうするかという、二段構えで考えていただく必要があろうかと思えます。

しかも図面が現実をあらわしていないのはまだましなほうで、おそらく対象の建物の中には図面がないようなものも大量にございますので、そもそもはそういった行政状態があるだけに、まずは図面が不正確でもあるものは捨てるな、大変大事だということが、この課題あるいはいろいろな課題を考えるときに必要ですので、そういったメッセージを出していく必要がありますし、特に公共建築物については率先垂範ということで、みずからの公共建築物については、今回の台帳をつくるために作業をかけるというよりも、公共建築物の図面や管理簿をつくって、その中にアスベストのことが書いてあるという仕組みをつくってきた。そういった、まずは枠組みを、今日のこの課題とともにつくるべきだなと思えます。

それと、この技術者の養成ですけれども、まず出口のほうとしては、こういった技術者を養成するということであるとすれば、やはり今日資料で見せていただいたように、今後、それだけの仕事が潜在的にはあるんだということが情報として示されるとともに、これを受けると経済的な意味合いでもインセンティブがあることを示すためには、単に、今、事務局がおっしゃったような国庫補助の調査だけではなくて、今日ご説明にあったような総合評価方式にも将来は入れて、施工計画書をするとかかなり恣意的な判断が、私の総合評価の来たものを見ますと、評価書とかなりぶれるんです。もちろん一生懸命、施工計画書を書いているほうがよく見えますけれども、それよりも例えば資格者が何人いるのかとか、あるいはさらに将来こういった資格者、技術者が積み上がってくれば、そもそも受注要件として資格者がいることとか、あるいはドライバーをつけるかといったようなことが、総

合評価のほうに反映できるようなことがあるんだということを、かなり政策メッセージとして言うことによって、この講習会を受けてみようかという人が増えていくのではないかな。そういう意味では、当面は調査なんだけれども、将来はそれも視野に入れているぐらいのメッセージがあったほうが、進んでこういった講習会の受講者を増やしていくことになるのではないかと思います。

それと、かなりこのアスベストに関する限りは、現場力が必要だと思うんです。つまり建築士制度とはある意味では切って、設備技術者であるとか、要は人材としては設備工事や専門工事業をやっていた技術者が勉強すれば、つまり材料の同定がとか、つくり方をどう同定していくとかいうことについては、そういった現場に近いところで働いていた方々がこの講習を受けて、ある要件を満たせば資格が取れるようにしてあげたほうが、よろしいのではないかと思います。

特に現場の技術者で、産業構造が変わっていますけれども、仕事が今ない方もいますし、引退された方などがむしろ同定するにはとても役に立つと思いますので、そのあたりの方々に講習会の案内が行き、なるほどこれはそういった自分にとってみても、社会にとってみても、両方にとってメリットがあることなんだと理解いただくことが、この人材育成にかなりインセンティブを与えるかと思っておりますので、ご検討いただけたらと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

私も今、先生の意見と重複するところがあるんですけども、今後の対象となる建物が約280万棟でしたか。ただ新しくは出てこないんですね。基本的に出てこない。こういう資格制度が終わった後は、その資格はどうなるんだと。何年かかるかというので、30年とか10年とか5年とかいうのがあったときに、仮に5年ぐらいだったら、そういう資格制度がビジネスとして成り立つかという点は、若干疑念がある。この制度を定期報告だとか、ほかのことに利用すれば、そういう人材を活用できるようなものがあればと思うんですけども、約280万という対象建物と、それが終わってしまったらその人たちは一体何をするんだというあたりも、制度を新しくつくる時にどうなるんだという不安感には私はあると思います。

どうしたらいいかという困るし、私自身も積極的な提案はないんですけども、こういう資格制度が急がれているのはわかるんですが、あまり特化してしまうと今のような問題が出るという危惧は持ちます。特段、今日は結論までは行かないので、皆さん方のご意

見ということで、この辺は今日、建設業からいらしている委員の方々がいらっしゃいますので、もし何か補足的に、いやそうじゃないんだという別の見解等があれば、承れば幸いですと思います。

【委員】 日々解体は行われているわけです。今私たちの組合では建設アスベスト集団訴訟を起こしています。今後そういった被害を出さないためには、早急にそういった対策をしていかないと、二次暴露が起きることがあるので、なるべくそういったところは速やかに手を打っていかないといけないのではないかという認識で、先ほどの発言をさせていただきました。

【部会長】 ありがとうございます。

【委員】 ○○さんが言いたいのは、ですからこれを受けられる方も組合員の中で相当数いらっしゃると思うんですけども、イメージとしてはこれで専門になる方が結果的には仕事が多い時期があるかもしれませんが、やはり何らかの建築技術の専門工事のそれぞれの資格とか技術のある方が講習を受ければ、これをやっていて、またもし需要が少なくなっていけば兼業でやっていくというようなイメージを、私は印象として持っているんですが、それで違和感がないのかどうかということです。

【委員】 行政庁以外の方は、ほぼ一定程度、一級建築士だとか、今まで従来の資格を持ちながらここに携わってもらう。あるいは技術者も含めてそういう形になろうかと思えますので、これで業としてやっていこうということまでには、ちょっとならないのではないかなとは思っています。

【部会長】 ありがとうございます。今、我々、2、3の委員の方から感触を持ったということで、少し頭の中に入れておいていただければと思います。

【委員】 地方公共団体が、理解度においても意識についても体制の面についても、なかなか今の状況では十分ではないということで、私も含めて大変なことだなど、今日改めて思った次第でございますが、国からは必要な情報提供をいただいて、ぜひこのような施策を進めさせていただきたいと思えます。

これは私の理解不足なのかどうかわかりませんが、今後どうしても既存の約280万棟に対して、民間建築物の建物所有者がやる気になっていただかないといけないのだらうと思います。そういう意味で私ども自治体が、多分、民間の建物の所有者に対して依頼する状況がこれから出てくるわけですが、今、耐震化ということで、東京都においても非常に進めておりますけれども、民間の建物の所有者の方々に対する努力義務というか、

そういうバックグラウンドがあると非常に我々は依頼しやすい。そういうものがあるなら教えていただきたいんですが、例えば耐震化促進計画におけるような耐震化に対する努力というのですか、そういうものがあると非常に依頼してやっていただく環境が整うのではないかと、これは個人的な意見なので、またいろいろ教えていただきながら進めたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【部会長】 後半のほうには何かご発言はありますでしょうか。

【事務局】 今、各先生方からご指摘いただいた点は、まさにワーキングでも議論になっている点と共通しております、大変示唆に富むご指摘をいただきましたので、1つは、建物の石綿を調査することに特化したプログラムになっているんですが、やはり相当きちんとした知識、しかも実務も踏まえてやらないと、結局見落としてしまう懸念が大変強かったものですから、こういった仕組みになってございます。

その際に、これから今日のご指摘を踏まえて、今後、資料4にもありますが、受講資格をどうするのかなど、より突っ込んだ内容をこれから議論していくことにしておりますが、おっしゃるとおり、建築でないバックグラウンドの方も相当活用する必要があるのではないかとのご議論もございます。現にワーキングの委員の先生方には、建築士以外で除去の実務に精通されている方に、多数ご協力をいただいております。そういった実態を踏まえて、どんな制度設計をしていけばいいのか。それから特に調査にウエートを置いておりますし、建物の石綿にウエートは置いているんですけども、今日ご指摘いただいたような、ゆくゆく除去に当たってのアドバイスとか、いろいろな視点も、あるいは建物のストック調査、全体を横目で見ながら考えるべきではないかといったご指摘もいただいたものですから、その辺のご指摘も踏まえて、今後ワーキングでの議論を進めさせていただければと考えてございます。

それから、特に耐震のように、耐震も今、東京都以外は義務づけてなく、努力義務にとどまっているんですが、そういった義務づけについては、先ほど申し上げているとおり、まず資格者としての実体できて、その上で次の制度的な、それが交互に進んでいくイメージかなと考えておまして、今回はまず実体として資格者をつくったらどうか。ただ、ご指摘の中で重要だなと思いましたが、耐震については今非常に建築行政で精力的にやっているんですけども、先ほどの資料にもありましたが、特に石綿についても、より優先順位が高いところは、ちょうど耐震と同じ昭和55年のところで、乾式の石綿含有吹付けロックウールのおおむね終了時期に当たって、一般論でいうと比較的にそこがより重点

的にやるべき部分とかぶっているものですから、私どもの補助制度でも、耐震とアスベストをセットで調査・除去を進めていただくような仕組みに、最近変えてございますが、そういう考え方をより強く取り入れてやっていただくと、自治体側の受け取り体制も、受け取っていただきやすいのかなと感じました。

以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

どうぞ。

【委員】 初めて参加して、いろいろ勉強になりました。今後の検討課題についてざっと見て、素朴な疑問といいますか、こういった課題を進めていくタイムスケジュール的なもの、例えば何年度までにはこういうもの、調査者に関してプログラムをつくって、それで何年度には何人ぐらいの調査者をつくるのか、あるいは建物調査についても、そういった細かいスケジュール感覚は難しいんだと思いますが、もう少し先が見えるといいますか、全体を見て、いつまでにはこういう作業をやるんだという内容のもの、私が資料を全部見ているわけではないので、もしそういうものがありましたら、教えていただければ。

【事務局】 今日はまず資格者をつくってはどうかといったところまでのご提案になっておりますので、ただ今日のご議論でその方向性についてはご承認いただけることになりましたら、引き続きその制度の詳細や、いつまでに何人育成して、どんなスケジュールでやるのかも重要な視点ですので、今後のワーキングの検討の中で具体化させていただければと考えております。

【部会長】 ありがとうございました。今のロードマップは、まずはこれをやるということ、しばらく間があいておりましたので、少し情報の共有化を先にまずはやったということでございますので、ロードマップ等については次回以降、こんなスケジュールだと。

その中で、レベル1のアスベストは含める。レベル3はとりあえず除外で、この視野の中に入っていない。レベル2の取り扱い、含める方向でよろしいですか。先ほど事務局の話のように、煙突用の石綿材ですね。レベル2のアスベストに対する取り扱いについては、今日、委員の方々が積極的に上げるんだという意見もなかったし、下げるんだという意見もなかったし、事務局もレベル2はあるんだというところまでいったんですけれども、今後の取り扱いについては何か提案、いわゆるワーキンググループとしての報告があるのか、この場で皆様方からご意見を賜るのか。

【事務局】 すみません。ちょっと説明が足りませんでした。一応今の調査プログラム

では、レベル1、2までは調べる。それからレベル3についても、一応さっきテキストのサンプルがありましたが、任意でレベル3を調べる場合もありますので、そのときに資するようにプログラムの中には知識としては入れてございます。

【部会長】 レベル3も。

【事務局】 それと規制対象は、実際に通常使用で飛ぶのかといった観点から追加を行うものですので、これとは、ずれておりますけれども、レベル2までは少なくとも調べるという考え方でつくってございます。

【委員】 先ほど、〇〇委員がおっしゃいました努力義務ということですが、規制行政だとなかなか一番、何ととっても実効性がということがございますが、ただ今、全てではないですが比較的大規模な商業系のビルですと、建物を買うか、あるいはそこに入居する、入居しないという不動産取引の中で、耐震性についても調査をした結果が、不動産取引情報の中に入ってくる等のことがございますので、全て視界的には把握できませんが、アスベストの詳細調査をしたかどうか、先ほどのゾーンに入った建物については、不動産取引の中で商慣習上、情報開示をして取引がなされていくような方向に誘導されることも、この中に入れていかれると、努力義務というよりはもう少し実効性のある効果が出てくるかと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかに、委員の方、全般にわたってで結構でございますが、資料2、3を含めて何かございますか。どうぞ。

【委員】 簡単な質問でもよろしいですか。資料2の、2つありまして、8ページの解体の統計ですが、平成21年までは実態なんでしょうか。その後は多分推計だと思うんですけれども。

【事務局】 こちらは全て推計でございます。

【委員】 全て推計ですか。

【事務局】 建設着工統計から、着工された年度に加えて、それぞれの下にございます構造ごとの耐用年数を単純に足したということで、推計しているものでございます。

【委員】 では、実態はもう少し上下している、多分ちょっと下回っているかもわからないという感じでしょうか。

【事務局】 上下もございますし、ピークが変わる可能性もございますけれども、おおむねのトレンドとしてはこういったものだろうということで、推計しているものでござい

ます。

【委員】 その次の9ページのフローなんですけど、この調査は1回やれば終わりというわけではなく、何年かおきには必ずするというか。定期調査・報告制度ですと2年に1回という状況だったりするんですが、そこまで頻繁にする必要があるかどうかはわからないのですが、どれぐらいの頻度でやられるものでしょうか。

【事務局】 これは基本的に詳細調査で、しかも定期報告の場合は原則目視でございますけれども、これは分析を伴う調査でございますので、まず一度きっちりやっていただいて、当然ただ管理が必要になってこようかと思っておりますので、それは必要な調査を付随的にやるといったことは考えられると思います。例えば気中濃度を測定してみるとかですね。

【委員】 ということは、1回やった後に、またその何年か後にはやる可能性もあるというか、状況に応じてということですよ。

【事務局】 ただ、これは詳細調査でかなり手間暇がかかるものですので、基本的には一度きっちり調べることを念頭に置いてございます。

【委員】 経年劣化の問題と絡まっていたので、そういう意味では、一度やってしまっただけで終わりというわけではなく、何年か後にはもう一回やらないといけないのかなとは思ったもので。

【部会長】 それはいかがでしょうか。いわゆるレベル3の材料でも、サンプル調査をして、そこに石綿があるかないかという調査が終わり、もうそこでないという段階になれば、今、〇〇先生がおっしゃった、経年劣化で飛散する可能性があるかどうかは否定されるのではないのでしょうか。もしその段階で石綿が認められて、かつ飛散はしていないという状況のときに、それをどうするか。すぐ飛散の原因となったものを除くか、現状飛散していないのであれば、優先度のプライオリティーから少し後発になったとしても、それは何年後にまた気体濃度の測定をするかは、可能性としては残ると思います。私の理解はそういう理解だと。

【委員】 調査票の総括票のところに資料がございますけれども、20ページ、後ろからだと7ページ目ぐらいのところ、「調査者から今後の維持・管理のためのアドバイス」というところがございますので、レベル2とかレベル3ですと一度調査をされれば劣化がしないもののほうが多い。レベル2の一部とレベル1について仮に大分劣化しているケースについては、ここの部分で定期的な気中濃度測定をお勧めしますというようなアドバイスが出て、それに依拠して定期的にやはりしていただく物件はしていただくという理解をし

ていただければと思っております。

【部会長】 どうもありがとうございました。

ほかに。ちょっと私から、今回の石綿飛散に関しては、特にレベル1の解体時の問題が出ているということで、ちょっと関連して、もし国土交通省で情報をお持ちだったら、ご報告ということでお願いしたいのですけれども。一昨年3月11日のときに、結構デブリスというのか残滓が出ている。その残滓についてのアスベストの被災状況は、何か調査をされているのかどうか。国交省ではなくてほかのところがおやりになっていけば、その報告を何かお持ちだったら、この場でご紹介いただけますか。

【事務局】 被災地における調査につきましては、現在、環境省と厚生労働省が合同でモニタリング調査を行っております。現在も引き続き行っていると聞いているところでございます。その中でも、特に被災地における解体現場におきまして、飛散が見られた事例が数件ほどあったようでございまして、随時、環境省から報道発表によって注意喚起がされている現状でございます。

【部会長】 今、いわゆるデブリスが保存されているところでの調査もされているわけですね。継続して。それは事務局がやっているわけではない。それは環境省が今やっていて、環境省のホームページか何かにアクセスすればいいわけですね。

【事務局】 こちらは環境省と厚労省が合同で行っておりますので、どちらにも載っていると伺っておりますが、環境省のホームページを確認いただければ、東日本大震災の「被災地におけるアスベスト大気濃度調査」の結果として掲載されている次第でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。では、ご関心のある方は少し調べられたらと思います。

特にご意見はございますでしょうか。よろしければ、最後に今後の進め方について、事務局から方針をお願いしたいと思います。

【事務局】 本日、大変いろいろ貴重なご意見を頂戴いたしましたので、引き続きワーキングで作業を進めさせていただきたいと思っております。

それから次回の部会につきましては、今日いただいたご意見等、ワーキングでの作業状況を踏まえて、改めて調整させていただければと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

【部会長】 本日は、朝早くからお集まりいただきまして、審議をありがとうございました。特にワーキングをおやりになった〇〇先生には、数十回にわたるワーキングの開催

と、資料のまとめ方、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、予定した議題を終わりますので、第6回アスベスト対策部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —